第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（再イ）第９５０号
大阪府高槻市本町１番50号
再生債務者　池田　京子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１４５号
堺市北区金岡町869番地１ベルク新金岡201号
再生債務者　野本　正代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再イ）第２２４号
神戸市中央区東雲通１丁目１番５―203号
再生債務者　鵜丹谷浩和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第９１号
奈良市二名２丁目2460番地の70　リヴェール富雄二番館103号
再生債務者　井上　典子（旧姓松村）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日　奈良地方裁判所

平成２２年（再イ）第１５号
鳥取県鳥取市気高町土居91番地
再生債務者　村上美智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第２１号
広島県呉市新宮町19番14号
再生債務者　前迫　裕二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（再イ）第４９８号
北海道江別市豊幌美咲町35番地の７
再生債務者　松林　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第７５号
秋田市土崎港南１丁目１番78号
再生債務者　熊谷　信明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月６日
秋田地方裁判所民事第２部

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。
平成 23 年１月 21 日
分任契約担当者
独立行政法人科学技術振興機構
経理部長　菅谷　行宏

1　当該招請の主旨
本業務については、独立行政法人科学技術振興機構（以下､「当機構」という｡）のＪ－ＳＴＡＧＥ利用学協会が、ＡＳＰ投稿審査システムパッケージ製品（以下「パッケージ製品」と呼ぶ）を利用する際に、当機構知識基盤情報部電子ジャーナル担当が包括利用契約を結ぶことについて定めるものであり、パッケージ製品は、仕様書別紙２のシステム機能を全て満たす必要がある。また、平成22年度に導入・カスタマイズし、システム構築を行ったもの(10学協会分)について引き続きパッケージ製品上で運用する必要がある。本パッケージ製品は、特定事業者が代理店となり、初期設定、サポート作業の実績も有していることから、当該特定事業者等を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定事業者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との契約手続きに移行する。なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

2　業務概要
⑴　業務名
平成23年度ＡＳＰ投稿審査システムパッケージ製品の利用（サービス提供者カスタマイズ）一式
⑵　業務内容
ジャーナル毎に投稿審査のフローをシステム上に構築し、学協会関係者（事務局、編集委員、査読者等）がトレーニングを受けシステムを試行し、その後本格運用（実際にそのシステムを使って、投稿・審査を行う）を行うものである。平成23年度は、約50ジャーナルについて初期設定より実施する。また、平成22年度に初期設定を行った10ジャーナルについてはシステム利用、サポートを行う。
⑶　履行期間
平成23年４月１日（金）～
平成24年３月31日（土）

3　業務内容
本業務は、Ｊ－ＳＴＡＧＥ３で採用するＡＳＰ投稿審査システムパッケージ製品において、ジャーナル毎に投稿審査フローをシステム上に構築し、学協会関係者がトレーニングを受けシステムを試行し、その後本格運用を行うことを目的としたものである。

4　応募要件
⑴　基本的要件
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
②　当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑵　技術力に関する要件
①　５つのＪ－ＳＴＡＧＥ投稿審査標準フロー（以下「標準５フロー」と呼ぶ。仕様書別紙１参照)をシステム上に有すること。または契約開始日までに用意可能なこと。
②　平成22年度に作成した10ジャーナルの投稿審査フローをシステム上に有すること。または契約開始日までに用意可能なこと。
③　Ｊ－ＳＴＡＧＥ２の投稿審査システムで実現している投稿審査フローをシステム上に構築可能なこと。
④　記事の言語が英語・日本語の両方に対応したパッケージ製品であること。
⑤　投稿審査フローの設定等のカスタマイズが学協会の要望に基づき、サービス提供者で設定可能なこと。
⑥　仕様書別紙２に定める機能仕様を満たす投稿審査システムＡＳＰパッケージ製品であること。
⑦　投稿件数が多くなる程割引率の高くなる料金設定であること。
⑶　守秘性に関する要件
①　守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な懲罰などについて社則などに明記していること。
②　業務上知り得た情報については、当機構の監督職員の許可を受けた場合又は当機構が公開していることが明らかである場合を除いては、本業務以外の目的で使用してはならない。
⑷　業務執行体制に関する要件
①　本業務の実施に必要な組織体制を有していること。
②　プライバシーマークまたは同等の認定を保持していること。
③　情報セキュリティポリシーを制定し、組織的に運用していること。
⑸　業務実績に関する要件
100以上の学協会等が利用し、年間投稿数12,000以上､運用実績が10年以上であること。